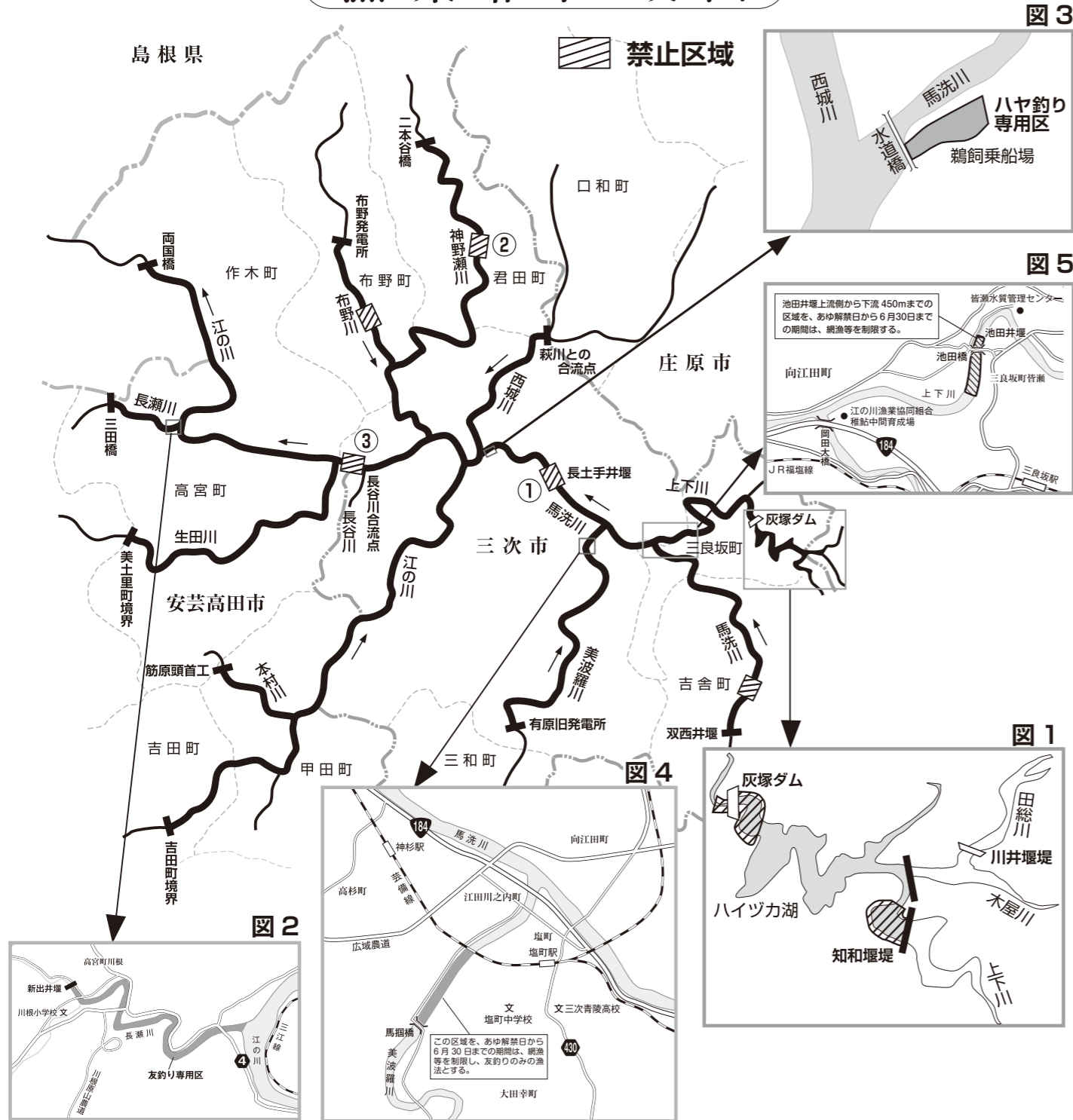


漁業権区域図



川をきれいにしましょう

たくさんの生命を育み
豊かな自然環境を生み出す川を
大切にしよう

お問い合わせ先

江の川漁業協同組合

三次市三次町1857-1
TEL (0824) 62-2744

遊漁者のみなさまへ

遊漁者のみなさんが、この組合の漁業権漁場で遊漁をする場合に遵守されなくてはならない事項を定めたものが次の遊漁規則であります。

この遊漁規則は、広島県知事の許可をうけて江の川漁業協同組合が定めたもので、第1条から第10条までに分けて詳細に規定していますが、複雑を避けるため、そのうちの最も必要なことを抜粋して、遊漁者各位の便覧に供し、明朗で秩序ある遊漁を楽しんでもらえることを希望するものです。

江の川漁業協同組合遊漁規則抜粋

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄の規模範囲で、ウ欄の期間内でなければならない。

| ア. 漁具、漁法 | イ. 規模(網目は、15センチメートルについてである。) | ウ. 期間 |
|----------|---|---|
| 徒手採捕 | あゆの手づかみ | あゆ解禁日から11月30日まで |
| 抄網(つぼさで) | 網の目合11節より粗いもので、 網口長径150センチメートル以下 | あゆ解禁日から11月30日まで |
| たも網 | 網の目合11節より粗いもので、網口長径30センチメートル以下、灯火を用いる他は漁具の併用ができない | あゆ解禁日から11月30日まで |
| たいまち | 網の目合11節より粗いもので、 網の先幅3メートル以下 | 8月1日から11月30日まで |
| 投網 | あゆ用、網の目合11節より粗いもので、網糸はモノヒラ2号以上 | あゆ解禁日から11月30日まで |
| | こい・ふな用、網の目合8節より粗いもの | 1月1日から12月31日まで |
| | はや用、網の目合14節より粗いもの | 8月1日から翌年3月20日まで |
| 友釣 | 種あゆを利用して行う、かけ鉤の使用3本まで | あゆ解禁日から11月30日まで |
| ちゃぐり | かけ鉤の使用6段まで | 7月1日から11月30日まで ※但し、山根川尻より下流両国橋上流側付け根まで(入合区)は、 9月20日から11月30日まで |
| ちょんがけ | 網の併用はできない | あゆ解禁日から11月30日まで |
| 投釣 | 釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用、或いはテグスの投釣で何れも1人3本以下とする | 1月1日から12月31日まで |
| 竿釣 | 毛鉤、餌釣 | 1月1日から12月31日まで |
| のべなわ | つけばり | 1月1日から12月31日まで |
| ほこづき | 使用するやヤスは、4本又以下のもの | 1月1日から12月31日まで |
| 箱・籠づけ | 箱、籠の数は合わせて3本まで | 1月1日から12月31日まで |

2 遊漁を行うに際して、簡易潜水器(アクアラング)を使用してはならない。

3 遊漁を行うに際して、船舶を使用してはならない。